

**令和5年度第6回都市経営会議 令和5年（2023年）6月16日（金）開催**

- 1 荒神川・都市基盤河川改修事業河川改修工事（G4-1）に係る請負業者への調停申立てについて

【提 案】 都市安全部

【結 果】 承認

【質疑等】

- ・ 令和5年6月2日に民事調停が不成立となった後、相手方が2週間以内に訴えを提起していれば調停の手数料が訴訟手数料から差し引かれるが、現時点で相手方から訴訟の提起はないか。

⇒ 現時点で訴えの提起はないが、相手方から今後、提起を予定していると聞いている。訴訟を提起された場合、市は県審査会に対し調停を申立てるが、相手方がこれに応じるかは分からない。相手方が応じないのであれば、市が申立てた調停は不調となる。仮に応じたとして、訴訟と調停とが並行して起こることになる。その場合はおそらく、調停の場において第三者の目で市と相手方の積算の妥当性をそれぞれ見比べていただき、金額などを確定させたのちに訴訟を続ける判断になっていくと思われる。

- ・ 工事の内容と金額という基本的かつ重要な部分で相手方と市との間で認識に相違が生じているようだが、原因を教えてください。

相手方は市の指定どおりに適正な工事を行ったのか。それとも指定どおりの工法ではなく、むしろ市が返還請求すべき話で、その後生じた追加工事に伴う費用は返還請求額と相殺されるということか。

⇒ 令和3年7月の契約締結後、河川管理者である県と協議する中で、設計の見直しが必要となった。その際、改めて相手方に見積もりを依頼し、本市と相手方で工事継続の可否を検討した結果、変更契約を結ぶ形で工事を継続することとなった。

その後、令和4年5月末に工事が竣工するまでの間、相手方は適宜追加工事を行ったが、市は追加工事を含め、契約金額の範囲内であると判断したため契約どおりの金額を支払った。というのも、変更契約の金額根拠となった見積もりで示された内容とは異なる工法で仮設工事が行われていたため、相手方が主張する追加工事の増額分と相殺されると判断した。相手方に説明を行ったが納得いただけず、今回の事態に至った。

- ・ 施工管理上の課題はなかったのか。

⇒ 相手方との意思疎通が上手くいかなかったことが調停申立ての原因になった。今回の工事に限らず、今後このようなことがないように、再発防止に努めたい。

- 2 令和5年（2023年）3月市議会における議員からの要望等について（報告）

【報 告】 企画経営部

【質疑等】 なし